

香川県立五色台少年自然センター台上バス運行管理業務仕様書

1 目的

香川県立五色台少年自然センター（以下「委託者」という。）が所有するバス（以下「台上バス」という。）1台の運行管理業務を円滑かつ効果的に実施する。

2 業務名

香川県立五色台少年自然センター台上バス運行管理業務

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 台上バス使用本拠位置

香川県高松市生島町423番地 香川県立五色台少年自然センター

5 委託車両

香川県が所有する台上バス

車両登録番号 香川200は98（自家用）

車種 大型一般車

車名 日野

型式 PDG-KV234L2

通称名 日野 ブルーリボンII

年式 平成21年

排気量 7790cc

乗車定員 56人

6 輸送対象者

委託者が実施する野外体験学習（五色台及びその周辺のフィールドコース）に参加する生徒及び引率教員（以下「生徒等」という。）

7 運行管理業務の概要

(1) 運転業務

一般運行	委託者が実施する野外体験学習（五色台及びその周辺のフィールドコース）に参加する生徒等の送迎、給油及び運行管理
一般運行試走	受託者の判断により必要に応じて行う運転及び運行管理
特別運行試走	

(2) 維持管理業務

ア 車両等の管理業務（車両の鍵の管理、指定場所への駐車等）

イ 整備点検等業務（日常点検、清掃等）

(3) 車両管理の付随業務

各種報告書の提出

(4) 事故等発生時の措置等

受託者は、委託業務の実施中に発生した事故等の処理について、すべての責任を負うものとし、事故が発生したときは、直ちに委託者に報告を行うとともに、適正な措置をとるものとする。

(5) 賠償責任

受託者は、契約期間内の委託車両の運行管理中における人身、対物、車両等の事故等について、

その損害に対する賠償責任を負い、かつ、一切の費用を負担する。

(6) 台上バス故障時の代替移送等

台上バスの故障、事故等により運行が不可能となった場合は代替移送等を行い、かつ、一切の費用を負担する。ただし、故障、事故等が受託者の責に帰すべき事由でない場合は、委託者と受託者が協議の上、受託者が負担した費用について、委託者に請求することができるものとする。

(7) その他の委託業務

本仕様書に定めのない軽微な事項については委託者の指示に従うこと。

8 車両管理責任者、車両管理員(運転手)及び整備管理者の業務

(1) 業務内容

五色台少年自然センター台上バス運行管理業務委託契約書(以下「契約書」という。)の規定に基づき選任する車両管理責任者、車両管理員及び整備管理者の業務は、次のとおりとする。

ア 車両管理責任者

委託業務実施に係る責任者として、委託者が作成した運行管理計画(別紙1)等に基づき、車両管理員を指導監督すると共に、日常の業務に対する必要な指示を行う。また、車両管理員の欠勤や病欠等が生じた場合は、直ちに委託者への報告、代替車両管理員の手配等を行なうなど、委託業務に支障がないように迅速に対応する。なお、受託者は、責任者不在時に対応できるよう副責任者を指定するものとする。

イ 車両管理員

委託者が作成した運行管理計画等に基づき、委託者、車両運行管理責任者等の指示により運行管理業務及び駐車場所の管理等を行うものとする。

ウ 整備管理者(兼務可)

台上バス等(代替移送時の代替車両を含む。)の委託業務に使用する車両の点検及び整備を行うものとする。

(2) 書面による報告

受託者は、車両管理責任者等を定め、車両管理責任者等選任報告書(様式1)により委託者に報告するものとする。

車両管理責任者等の変更があった場合は、速やかに、車両管理責任者等変更報告書(様式2)により委託者に報告するものとする。

(3) 緊急時等連絡体制

受託者は、緊急時等の連絡体制を定め、台上バス管理運営業務体制(様式3)により委託者に通知するものとする。

9 運転業務

(1) 運行管理計画

運行管理計画は(別紙1)のとおりとする。なお、同計画の運行時間数等は、過去の実績等から推計したものであり、委託期間における運行管理業務時間を保証するものではない。また、時間数の増減による契約単価の変更は行わない。

ア 一般運行

(ア) 委託者は一般運行予定を運行日の15日前までに別紙2により受託者に通知する。

(イ) 送迎地点の距離及び所要時間は別紙3、送迎パターンは別紙4を参照すること。

(ウ) 出発20分前に委託者と運行ルートや時間の確認を行うこと。

(エ) 生徒等の乗車、下車時は目視して安全確認後に発車すること。

(オ) 運行ルート上において、路面の凍結や積雪がある場合又はその可能性が高いと見込まれる場合には、タイヤチェーンの装着等の対応をとらなければならない。なお、冬用タイヤについては、委託者が冬シーズン前に、夏タイヤとの交換を行う。

(カ) 発車指定時刻の概ね10分以上の遅延又は運行を中止しなければならない事情が生じた場合は、直ちに委託者に連絡し、協議の上、運行を行うこと。

イ 一般運行試走

受託者は、運行初日までに試運転を行い送迎業務に支障がないようにすること。車両管理員(運転手)の変更の際にも実施し、引継ぎを行うこと。

ウ 特別運行試走

受託者は、長期に一般運行が行われない期間に運行ルートや転回場所の検討のため、試走を行うものとする。

(2) 運行経路及び運行時刻の変更等

自然災害その他の不可抗力により、緊急に経路又は運行時刻を変更し、若しくは運行を中止する必要がある場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、経路及び道路の状況（道路工事等）を事前に確認し、安全運行に努める。経路又は道路の状況により台上バスの運行に支障がある場合は、委託者に速やかに報告すること。

イ 運行終了後は指定の駐車場所に台上バスを停車させること。

10 維持管理業務

(1) 車両等の管理

受託者は、善良な管理者の注意をもって台上バス等の管理をしなければならない。

(2) 日常点検整備

ア 運行前及び運行後の日常点検

毎日、点検整備を行い台上バスを常に良好な状態に保持すること。生徒等の降車後は、車内の忘れ物等を確認するとともに、道路運送車両法等の基準により、ブレーキの踏みしろ及び効き、タイヤの磨耗、バッテリーの液量確認等の日常点検整備を行い、日常点検票に記載すること。

イ 日常清掃等

車内清掃、床の掃き掃除、乗車席の汚れゴミ等の除去、窓ふき、その他清掃、簡易な修理、調整等を行い、常に車両を清潔に保つとともに、点検整備に努めなければならない。

(3) 長期末使用時の車両保全業務

運行時に支障なくバスが運行できるよう、特別運行試走等により車両の維持管理に努めること。

(4) 異常等の報告

点検等で異常が発見された場合には、直ちにその内容を委託者に報告すること。

(5) 燃料等の給油

受託者は、台上バスに燃料の給油が必要な場合は、委託者が指定する給油所等で、燃料（軽油）の給油を行うこと。

11 車両管理に係る付随業務

(1) 各種報告書の提出

受託者は、委託業務に関する次の報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

ア 業務報告書（様式任意） 毎月

イ 運行日誌 毎日

ウ 日常点検表 毎月

エ 交通事故報告書（県様式） 随時

(2) 教育研修

受託者は、委託業務従事者に対し、安全確認を目的とした交通法規、安全運転、礼節及び個人情報保護についての教育（以下「交通法規等の教育」という。）を年1回以上行い、研修終了後速やかに報告書（任意様式）を作成し委託者に提出するものとする。

なお、交通法規の改正がある場合等、必要に応じて、追加研修を行うこと。

(3) 避難場所等の確認

車両管理責任者、車両管理員等は市町が定める災害発生時の避難場所、ハザードマップ等の確認を行うものとする。

(4) 次年度運行管理計画案の作成協力

次年度のコース選定のための試走及びコース案の作成に協力するものとする。

(5) 引継業務

次年度の受託者が変更となる場合等の車両等の説明、次年度受託者の視察対応等引継に関する業務を行うものとする。

(6) 災害発生時の対応

自然災害が発生した場合は、委託者の指示に従って対応するものとする。

(7) その他

受託者は、前各号に付帯する業務及び事務を行うものとする。

12 業務上発生した事故等について

(1) 運行中等の事故及び故障時の対応

- ア 生徒等の安全確保のための措置を講じること。
- イ 人又は物を損傷したときは、被害者と乗客の生命を保護するための処置を他の処置に先んじて行い、被害が拡大しないよう迅速、適切な処置を行わなければならない。
- ウ 委託者に状況等を報告し、その指示に従うこと。
- エ 受託者の責めに帰すべき事由により、委託車両が使用できなくなった場合、委託者に協力を求め、可能な限りの対応を行うこと。またその費用を負担すること。
- オ 事故及び故障内容について、速やかに書面で委託者に報告すること。

(2) 中断処理

台上バスの運行を中断したときは、台上バスに乗車している生徒等のために、送迎の継続等の適切な処置をしなければならない。この場合において、当該台上バスの運行の中断について、直ちに委託者に報告するとともに、委託者から指示があるときには、その指示に従わなければならない。

(3) 事故等の際の補償等

- ア 委託業務実施中に事故等が発生した場合には、受託者は、車両管理者の故意、過失を問わず、誠意をもって事故処理等に対応すること。
- イ 事故等の処理、補償交渉、補償、修理（現状復旧）は受託者が行うこと。
- ウ 受託者は、保険請求に必要な書類等を用意し、保険の請求に必要な手続きの一切を行うこと。
- エ 受託者は、事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、事前に委託者に通知しておくこと。
- オ 受託者は、事故が発生した場合は、事故原因等を調査するとともに、事故処理の経過、報告等についても、速やかに書面により委託者に報告すること。
- カ 受託者は、事故の発生等、委託業務の実施に支障が生じた場合には、速やかに関係機関への連絡や代替車両の手配等の対応を行うこと。

(4) 自動車保険への加入

受託者は、受託者を契約者として、委託車両の委託業務実施中の自動車事故等に備えた自動車保険（任意保険）に加入しなければならない。保険期間は、委託期間全期間補償できる期間とし、保険の内容は少なくとも次の補償内容を満たしていること。

保険の種類	保険金額
対人賠償責任保険	無制限
対物賠償責任保険	無制限
人身傷害保険	1人当たり 3,000 万円以上
車両保険	時価額

受託者は、加入した保険について、保険会社の証明書を委託者に提出すること。

13 車両管理員（運転手）の条件

台上バスの運転業務に必要な道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する運転免許を取得しており、かつ、その効力を停止されていない者であること。ただし、次の欠格事項に該当しない者であること。該当者と判明した場合には、直ちに代務者を、受託者の負担で用意しなければならない。

- (1) 健康診断等で、車両の運転に支障があると診断された者又は異常ありと診断された者
- (2) 持病等により運行管理計画で定める区間の継続した運転が困難であると認められる者
- (3) 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (4) 入札日から起算して過去 1 年間に人身事故を起こした者
- (5) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、車両管理員の条件を満たした場合でも、生徒等へ刑法に定める不法行為（暴言・暴力・威圧行為等）を行ったとき、また、緊急時の対応等特別な理由がなく、運行管理計画、運行指示書等に従

わない場合は、車両管理員の欠格事由に該当するものとする。

14 費用の負担

(1) 受託者の費用負担

- ア 労務費（基本給、各種手当、福利厚生費、法定福利費、賞与その他一切の労務費）
- イ 業務に係る事務費（旅費、通信費、事務用品費等）
- ウ 指揮監督、書類作成保管その他事務執行に関する費用（委託者が行うものを除く。）
- エ 車両管理員に対する健康診断費用及び教育研修費
- オ 受託者の責に帰する台上バスの事故、故障等に伴う学校の生徒等の送迎の継続等に関する費用
- カ 台上バスの運行に伴う事故の処理（事故に対する安全対策を含む。）並びに当該事故に係る補償及び補償交渉等に要する費用
- キ 台上バスの運行に伴う事故に備えるための自動車保険（任意保険）契約に要する費用
- ク 維持管理費（日常点検等に係る費用、軽作業、点検等に使用する工具、車両の清掃に使用する清掃用具の費用）
- ケ 駐車場所等の整理整頓、清掃その他の台上バスの運行に必要な付随業務に要する費用
- コ 業務指示書等によらない作業等の費用
- サ 業務引継等のための試運転に係る費用（燃料を除く。）

(2) 委託者の費用負担（受託者の責によるものを除く。）

- ア 車両備品の購入、車両改造費用
- イ 燃料、消耗品（自動車部品、エンジンオイル、ワックス等）、法定点検及び修繕に係る費用
- ウ 台上バスの駐車場所確保に係る費用
- エ 車検整備に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び印紙代
- オ 駐車場所整備に係る費用
- カ 災害時の対応に要する費用

15 運行管理業務時間と委託料の請求

- ア 1日当たりの運行時間は、運転業務のうち一般運行については出発予定時刻の20分前から送迎等が終了して香川県立五色台少年自然センターに到着した時間に前後各1時間を加えた時間とし、それ以外の業務については業務に要した時間に前後各1時間を加えた時間とする。
- イ 月毎の運行管理時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合については、15分未満は1時間単価の5分の1、15分以上30分未満は1時間単価の5分の2、30分以上45分未満は1時間単価の5分の3、45分以上1時間未満は1時間単価の5分の4の金額を請求できる。
- ウ 受託者は、一般運行予定の14日前から8日前までに委託者から中止の通知を受けた場合は、キャンセル料として一般運行予定の運行時間に対する請求金額の20%に相当する額を請求できる。
- エ 受託者は、一般運行予定の7日前から24時間前までに委託者から中止の通知を受けた場合は、キャンセル料として一般運行予定の運行時間に対する請求金額の30%に相当する額を請求できる。
- オ 受託者は、一般運行予定の24時間前以降に委託者から中止の通知を受けた場合は、キャンセル料として一般運行予定の運行時間に対する請求金額の50%に相当する額を請求できる。
- カ 受託者は、一般運行予定の出発時刻を過ぎて委託者から中止の通知を受けた場合は、キャンセル料として一般運行予定の運行時間に対する請求金額の100%に相当する額を請求できる。
- キ 受託者は、毎月、当該月の実績並びに契約書第4条（1）に規定する直接経費（運行管理業務時間1時間当たりの単価）及び上記アからカまでの規定に基づき算出した代金を委託者に請求するものとする。

16 受託者の責務

(1) 受託者は次の事項を遵守しなければならない。

- ア 業務に係る車両の管理や運転を行う者を車両管理員として、必要数を確保すること。
- イ 道路運送法、道路交通法、道路法及びその他関係法令を遵守すること。
- ウ 労働関係法令を遵守すること。
- エ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、別記「個人情報取扱特記事項」

を遵守すること。

オ 香川県会計規則その関連規程を遵守すること。

カ 台上バス運行受託者実施事項（別紙5）を遵守すること。

キ 委託業務実施にあたって受託者は、委託者と十分打ち合わせの上、実施すること。

ク 委託業務実施にあたっては、仕様書に明示がなくとも業務実施上、当然必要と認められる事項については、受託者の責任において処理すること。

ケ 委託業務の実施に伴い疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議の上、決定した内容に従って対応すること。

(2) 受託者は、車両管理員に対し、次のことを実施するものとし、その費用は受託者の負担とする。

ア 道路交通法及び関係法令並びに台上バス乗務に係る遵守事項（別紙6）を遵守し運行管理するよう、指導監督を行うこと。なお、受託者は、車両管理員が法令等を遵守しない場合又は委託者の指導に従わない場合は、車両管理員を変更しなければならない。

イ 車両管理員全員に健康診断を受診させ、委託者が指定した日までに健康診断証明書（契約締結日から起算して過去1年以内に受診したものに限る。）を提出しなければならない。なお、提出日以降に、健康診断を受診した場合や車両管理員を採用した場合は随時提出すること。

ウ 安全で確実な業務実施と緊急時の速やかな対応ができるよう教育研修すること。

エ 運行するコースについて熟知させること。車両管理員の変更やコースへの理解不足等の場合は、必要に応じて試走を実施すること。

オ 輸送対象者（児童、生徒）には、感染症等への配慮が必要な者が含まれる場合があるため、運転手の健康状態を把握し、バスの運行について十分に配慮すること。

カ 運転手の健康状態等を確認し、運転不適等と判断した場合は、代務運転・タクシーの手配等の措置を講じること。

(3) 受託者は委託者から、本業務に関する書類の開示を求められた場合は、これに応じるものとする。

17 その他

この仕様書に定めのない事項及び委託業務の実施について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

令和 年 月 日

車両管理責任者等選任報告書

香川県立五色台少年自然センター所長 殿

法人名
代表者職氏名

印

次のとおり選任したので、報告します。

No	区分	氏名 (ふりがな)	業務経験年数	保有資格名 (有効期限)	備考
1	車両管理責任者	()		()	
2	車両管理副責任者	()		()	
3		()		()	
4		()		()	
5		()		()	
6		()		()	
7		()		()	

※保有資格がある場合は関係書類の写しを添付すること。

令和 年 月 日

車両管理責任者等変更報告書

香川県立五色台少年自然センター所長 殿

法 人 名

代表者職氏名

印

変更年月日					
変更内容					
変更理由					
変更前	区分	氏名 (ふりがな)	業務経験年数	保有資格名	備考
		()			
		()			
		()			
変更後	区分	氏名 (ふりがな)	業務経験年数	保有資格名	備考
		()			
		()			
		()			

※保有資格がある場合は関係書類の写しを添付すること。

台上バス管理運営業務連絡体制

香川県立五色台少年自然センター所長 殿

法人名
代表者職氏名

印

次のとおり連絡体制を定めたので、通知します。

台上バス管理運営業務連絡体制（記載例）

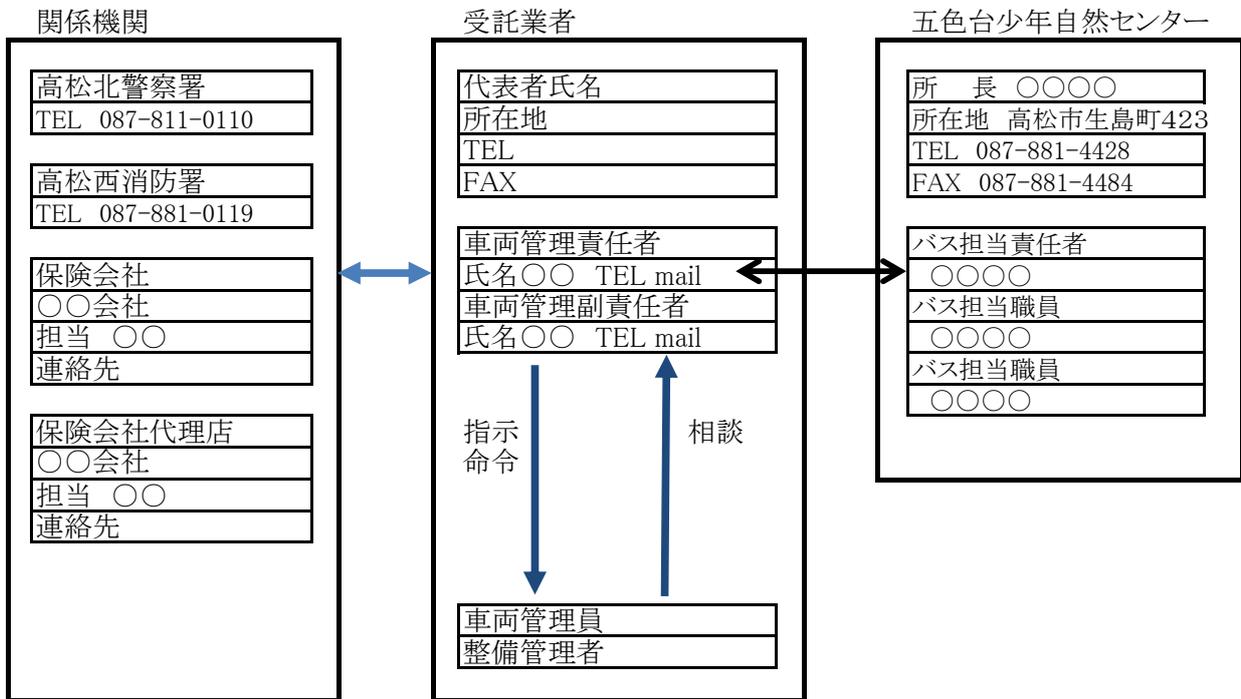
香川県立五色台少年自然センター所長 殿

法人名
代表者職氏名

印

次のとおり連絡体制を定めたので、通知します。

記



※記載方法は記載例に基づかなくてもよい。

令和8年度 五色台少年自然センター台上バス運行管理計画

番号	実施日程	一般運行(野外体験学習送迎)							その他の運行			加算時間	延べ時間	
		学校名	計画人数					運行日数	1日あたり運行時間	運行種別	運行日数			1日あたり運行時間
			学年	学級数	生徒	教師	計							
1	4月1日 ~ 5月31日									一般運行試走	2	2	4	8
2	6月8日 ~ 6月10日	観音寺市立中部中学校	1	4	136	14	150	2	4				4	12
3	6月11日 ~ 6月13日	坂出市立東部中学校	1	2	65	9	74	2	4				4	12
4	6月15日 ~ 6月17日	丸亀市立東中学校・広島中学校	1	6	195	15	210	2	4				4	12
5	6月18日 ~ 6月20日	さぬき市立長尾中学校	1	3	99	9	108	2	4				4	12
6	6月22日 ~ 6月24日	高松市立山田中学校	1	5	158	13	171	2	4				4	12
7	6月25日 ~ 6月26日	高松市立木太中学校	1	7	237	16	253	2	4				4	12
8	9月3日 ~ 9月5日	三豊市観音寺市 学校組合立三豊中学校	1	4	110	12	122	2	4				4	12
9	9月7日 ~ 9月9日	さぬき市立さぬき南中学校	1	4	109	9	118	2	4				4	12
10	9月10日 ~ 9月12日	高松市立屋島中学校	1	4	126	11	137	2	4				4	12
11	9月15日 ~ 9月18日	高松市立龍雲中学校	1	11	373	24	397	4	4				8	24
12	9月28日 ~ 9月30日	琴平町立琴平中学校	1	2	56	8	64	1	4				2	6
13	10月1日 ~ 10月3日	高松市立桜町中学校	1	8	273	14	287	2	4				4	12
14	10月5日 ~ 10月7日	丸亀市立西中学校	1	9	290	18	308	2	4				4	12
15	10月8日 ~ 10月10日	高松市立古高松中学校	1	6	192	14	206	2	4				4	12
16	10月12日 ~ 10月14日	高松市立香川第一中学校	1	6	194	13	207	2	4				4	12
17	10月15日 ~ 10月17日	高松市立牟礼中学校	1	5	159	9	168	2	4				4	12
18	10月19日 ~ 10月21日	高松市立下笠居中学校	1	2	42	6	48	1	4				2	6
19	10月22日 ~ 10月24日	三豊市立三野津中学校	1	3	75	10	85	2	4				4	12
20	10月26日 ~ 10月28日	土庄町立土庄中学校	1	3	80	10	90	1	4				2	6
21	10月29日 ~ 11月1日	高松市立香東中学校	1	8	290	17	307	3	4				6	18
22	11月2日 ~ 11月4日	高松市立国分寺中学校	1	6	213	14	227	2	4				4	12
23	11月5日 ~ 11月7日	高松市立太田中学校	1	6	200	14	214	2	4				4	12

番号	実施日程	一般運行(野外体験学習送迎)								その他の運行			加算時間	延べ時間
		学校名	計画人数					運行日数	1日あたり 運行時間	運行種別	運行日数	1日あたり 運行時間		
			学年	学級数	生徒	教師	計							
24	11月9日～11月11日	三豊市立詫間中学校	1	3	99	10	109	2	4				4	12
25	11月12日～11月14日	小豆島町立小豆島中学校	1	3	89	11	100	2	4				4	12
26	11月16日～11月18日	高松市立高松第一中学校・男木中学校	1	6	194	13	207	2	4				4	12
27	11月19日～11月21日	高松市立協和中学校	1	8	249	15	264	2	4				4	12
28	11月23日～11月25日	三豊市立仁尾中学校	1	2	41	6	47	1	4				2	6
29	11月26日～11月28日	高松市立紫雲中学校	1	7	246	15	261	2	4				4	12
30	11月30日～12月2日	高松市立玉藻中学校	1	5	176	13	189	4	4				8	24
31	12月3日～12月5日	高松市立香南中学校	1	2	55	7	62	2	4				4	12
32	12月7日～12月9日	直島町立直島中学校	1	1	17	4	21	1	4				2	6
33	12月10日～12月12日	香川大学教育学部附属坂出中学校	1	3	105	10	115	2	4				4	12
34	12月13日～1月11日									特別運行試走	2	1.5	4	7
35	1月12日～1月14日	観音寺市立観音寺中学校	1	3	93	12	105	2	4				4	12
36	1月18日～1月20日	高松市立庵治中学校	1	1	30	5	35	1	4				2	6
37	1月21日～1月23日	さぬき市立志度中学校	1	4	103	10	113	2	4				4	12
38	1月25日～1月27日	三木町立三木中学校	1	8	263	18	281	2	4				4	12
39	1月28日～1月30日	高松市立勝賀中学校	1	6	202	16	218	2	4				4	12
40	2月1日～2月3日									特別運行試走	6	1.5	12	21
					5,634	444	6,078							474

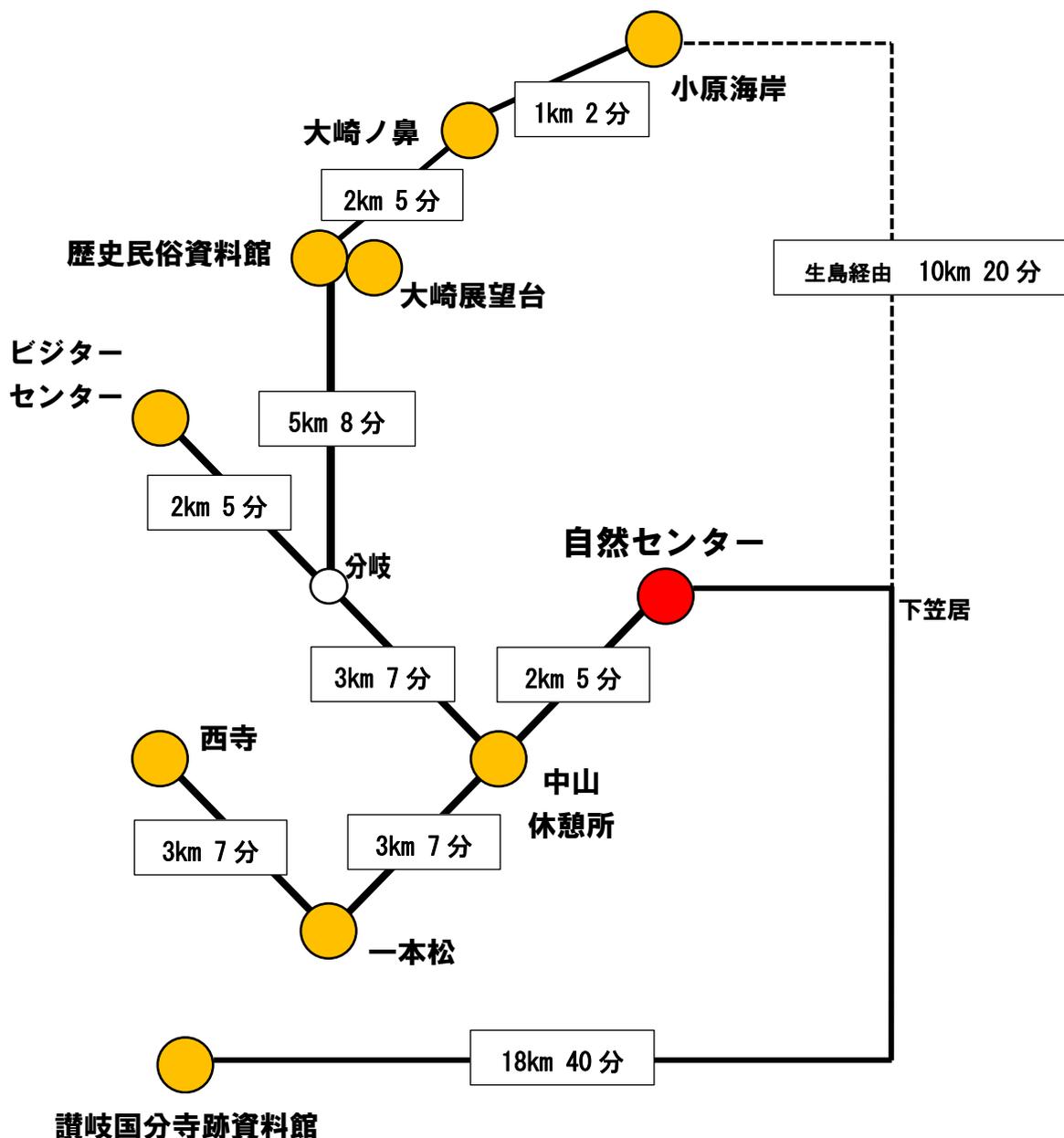
(注) 上記は、中学校集団宿泊学習に係る利用調整に基づく予定であり、天候その他の要因により増減するため委託期間中の発注数量を保証するものではない。

野外体験学習 台上バス運行予定

別紙2

	〇〇中学校	生徒 名	引率者 名
運行日	月 日 ()		雨天時
9時			
10時			
11時			運行なし
12時			
13時			
14時			
15時			
16時			
弁当配送先			
備考			

各地点間の距離及び所要時間



自然センターのバス駐車場から各地点までの距離及び所要時間

中山休憩所	歴史民俗資料館	大崎ノ鼻(スカイライン経由)
2km・5分	10km・20分	12km・25分
一本松	小原海岸(生島経由)	小原海岸(スカイライン経由)
5km・12分	10km・20分	13km・27分
ビジターセンター	大崎展望台	讃岐国分寺跡資料館
7km・17分	10km・20分	18km・40分
西寺(展望台)	大崎ノ鼻(生島経由)	
8km・19分	11km・22分	

バスの送迎パターン(基本)

1. 小原海岸コース

	送り	迎え
A	自然センター → 小原海岸 (途中で五色台売店跡に寄る可能性あり)	小原海岸 → 自然センター (途中で五色台売店跡に寄る可能性あり)

2. 大崎コース

	送り	迎え
A	自然センター → 大崎展望台	大崎ノ鼻 → 自然センター

3. ビジターセンター周辺コース

	送り	迎え
A	自然センター → ビジターセンター	ビジターセンター → 自然センター

4. 遍路道～国分寺コース

	送り	迎え
A	自然センター → 中山休憩所	一本松 → 自然センター
B	なし	一本松 → 自然センター
C	自然センター → 中山休憩所	讃岐国分寺跡資料館 → 自然センター

5. 遍路道～白峯寺コース

	送り	迎え
A	自然センター → 中山休憩所	西寺 → 自然センター
B	なし	西寺 → 自然センター
C	自然センター → 西寺	中山休憩所 → 自然センター
D	自然センター → 西寺	なし
E	自然センター → 西寺	西寺 → 自然センター

6. 瀬戸内のくらしとSDGsコース

	送り	迎え
A	自然センター → 大崎ノ鼻	歴史民俗資料館 → 自然センター
B	自然センター → 大崎展望台	大崎ノ鼻 → 自然センター
C	自然センター → 大崎ノ鼻	大崎展望台 → 自然センター
D	自然センター → 歴史民俗資料館	歴史民俗資料館 → 自然センター
E	自然センター → 大崎展望台 → 大崎ノ鼻	大崎ノ鼻 → 大崎展望台 → 自然センター

※ コースが複数ある場合、上記以外の送迎パターンがあり得る。

例. 遍路道～国分寺コース(一本松)と遍路道～白峯寺コース(西寺→中山)の場合

	送り	迎え
	自然センター → 中山休憩所 → 西寺	一本松 → 中山休憩所 → 自然センター

台上バス運行受託者実施事項

- 1 受託者は、委託者が示す「運行計画」の運行経路及び運行時間における道路交通状況を事前に調査し、その結果を委託者に報告すること。
- 2 受託者は、台上バスの運行コースごとに、次の事項を記載した「運行指示書（様式任意）」を作成し、これにより当該運行コースの運転業務員に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転業務員に携行させること。
 - (1) 運行年月日
 - (2) 運転業務員の氏名
 - (3) 運行時間（五色台少年自然センター及び主要経由地点における発着並びに通過時刻を含む。）
 - (4) 運行経路（五色台少年自然センター及び主要経由地点間の距離を含む。）
 - (5) 乗降場所
 - (6) 運行に際して注意を要する箇所の位置及びその状況
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 3 受託者は、「運行計画書」による台上バスの運行の遂行に十分な数の車両管理員（交替職員を含む。）を常時選任しておくこと。
- 4 受託者は、運行する台上バスにその運行経路区域内の道路、地名、著名な建造物などを確認しておくこと。
- 5 受託者は、車両管理員の健康確認を行うこと。問題が発生した場合は、代務運転・タクシーの手配等の措置を講ずること。なお、代務運転等に係る費用は全て受託者の負担とする。
- 6 受託者は非常時に対応するため、連絡体制を整えておくこと。
- 7 受託者は、車両管理員に次のことを指示すること。
 - (1) 業務中は身分証明書を常時携行させ、氏名、受託者名を明記した名札等を着用させて、業務に従事させること。
 - (2) あらかじめ定められた乗務日に変更があったときは、その内容を連絡すること。

台上バス乗務に係る遵守事項

運転者は次のことを順守しなければならない。

1 基本事項

- (1) 常に技術の向上・練磨、関係法令等の熟知に努力するとともに、健康に留意すること。
- (2) 交通諸法規を遵守すること。
- (3) 危険物等を車内に持ち込ませないこと。
- (4) 疾病、疲労、酒気帯びその他の理由により安全な運行に支障がある場合は、乗務しないこと。
- (5) 運転その他業務の遂行に影響を及ぼすような薬物を服用して乗務しないこと。
- (6) 服装は品位と節度のある服装とし、運転操作に支障のある服装はやめ、かつ身体、頭髪などは清潔に保つこと。
- (7) 履物は靴の着用を原則とし、下駄、ぞうり、サンダル等の類は使用しないこと。
- (8) 運転中に喫煙しないこと（回送中も含む）。
- (9) 言葉使いは親切丁寧を旨とし、動作は節度を持って迅速に行うこと。
- (10) 勤務中はみだりに雑談、放歌、その他体面を損なうような言動を慎むこと。
- (11) 道路運送車両法に基づく日常点検を実施し、またはその確認をすること。
- (12) 清掃、盗難及び破損防止など、車両の管理に必要な事項について、責任をもって行うこと。
- (13) 運行日の運行日誌（車両走行距離、給油実績等）について、書面で作成すること。
- (14) 乗務中、運行計画書、運行指示書等を携行すること。
- (15) 生徒等に対しては公平かつ懇切な対応を行い、教育的な配慮ある対応を厳守すること。
- (16) 生徒等の障がいに対応した慎重かつ適切な運転を行うこと。
- (17) エコ運転に努めること。

2 運行に関する事項

- (1) 道路状況、車両故障、交通事故等の理由により指示された運行ができなくなったときは、速やかに車両管理責任者の指示を受けること。
- (2) 突発的な自然災害発生時は、受託者が定める「緊急時の連絡体制」に従って迅速に対応すること。
- (3) 当日の運行に必要な関係指示書等を閲覧し、よく理解し実行すること。
- (4) 運行途中で気象の異常な変化があった場合、運行の継続に危険が予測されるときは、運行中止、徐行運転等適切な処置を行うこと。
- (5) 遺失物を保管すること。

3 事故防止

- (1) 運転者は、常に節制休養に努め健康を保持し、運行の安全確保に努めること。
- (2) 運行中は、異音、異臭及び計器類の状態に注意し、重大な故障を発見し、又はその発生の恐れがあると認めるときは、直ちに運行を中断し適切な処置をとること。
- (3) 安全速度の保持すること。
- (4) 車両を離れるときはサイドブレーキをかけるとともに、車止めを必ず設置すること。
- (5) 疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができない恐れがあるときは、その旨を車両管理責任者に申し出ること。
- (6) 乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならないこと。
- (7) 乗降口の扉は、停車前に開かないこと。
- (8) 安全な運行に支障がある箇所を通過しないこと。